

信用格付業者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】            Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（６） [略]</p> <p>（７）信用格付業者登録簿</p> <p>①・② [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>【本編】            Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（６） [略]</p> <p>（７）信用格付業者登録簿</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ <u>信用格付業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、金融庁長官が指定する時間内とする。ただし、信用格付業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>④ <u>信用格付業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ－４による信用格付業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>信用格付業者登録簿は、金融庁長官が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u>            イ. <u>上記③から⑤まで又は当局の指示に従わない者</u>            ロ. <u>信用格付業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u>            ハ. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めら</u></p>

改正案	現行
<p>(8) <u>信用格付業者登録簿の縦覧</u>  <u>金商法第66条の29第2項及び金商業等府令第302条に規定する信用格付業者登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u>  <u>なお、氏を改めた者が信用格付業者登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>イ. <u>電子メール等で信用格付業者登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る信用格付業者登録簿を電子メール等で送付する。ただし、信用格付業者登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>信用格付業者登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. <u>氏名</u>  b. <u>住所</u>  c. <u>電話番号</u>  d. <u>信用格付業者登録簿の送付を希望するメールアドレス</u>  e. <u>職業</u>  f. <u>縦覧を希望する信用格付業者登録簿に係る信用格付業者の商号又は名称及び登録番号</u>  g. <u>縦覧の目的</u></p> <p>ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る信用格付業者登</u></p>	<p><u>れる者</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>② <u>金融庁での縦覧</u></p> <p>イ. <u>信用格付業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、金融庁長官が指定する時間内とする。ただし、信用格付業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>ロ. <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式Ⅲ－4による信用格付業者登録簿縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>ハ. <u>信用格付業者登録簿は、金融庁長官が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>ニ. <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者</u></p> <p><u>b. 信用格付業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>【別紙様式集】 別紙様式Ⅲ－4</p> <p style="text-align: center;"><u>信用格付業者登録簿縦覧申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p>	<p style="text-align: center;">信用格付業者登録簿縦覧表</p> <p>【別紙様式集】 別紙様式Ⅲ－4</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>

改正案

現行

縦覧の目的	
-------	--

[新設]

登録番号	信用格付業者の商号又は名称	貸出	返納

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	信用格付業者名	貸出 時間	返納 時間	確認

上記信用格付業者登録簿を縦覧したく、申請します。

[新設]

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

[新設]

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_

貸出	時	分
返納	時	分